

**TAX
FLASH NEWS**

インド・日本間で製造業者のMAP成立

相互協議(Mutual Agreement Procedures, 以下MAPと略す)は、納税者への二重課税となる税務上の問題や訴訟を解決する手段の1つです。MAPはインドと租税条約を締結しているいくつかの国において有効です。移転価格取引におけるMAPの行使については、インドDTAAと呼ばれる二重課税防止条約第9条(関連会社間取引)及び第27条(MAPの取り扱い)がガイダンスとなります。

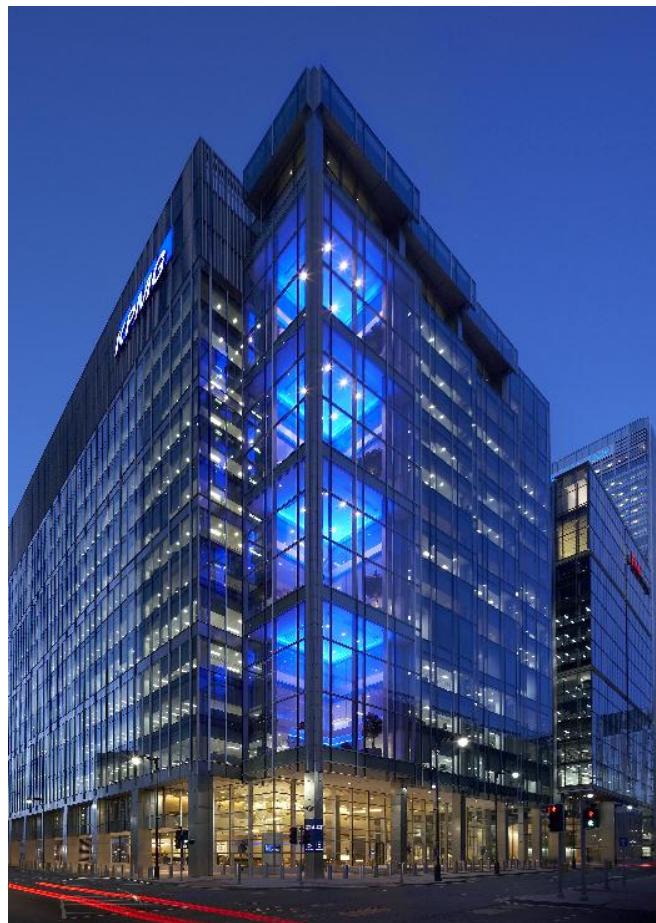
MAPはインド税法下で進行中の税務訴訟と並行して進めることができます。2カ国のCompetent authorities(以下CAと略す)と呼ばれる法的権限のある当局がそれぞれ関与することにより、相互の交渉による合意の達成、納税者にとっての二重課税を避けることがMAPの目的です。MAPの重要なメリットは、多国籍企業にとって、移転価格税制の適用による、二重あるいは過大な課税を避ける手段の1つとなることです。MAPは両国政府が合意に到達することを目的としていますので、課税の中立性をもたらし、二重課税を防ぐことができます。

インド政府は長い間審理中となっていたMAP案件を合意させることに意識を高めており、特に日本や英国、米国等との議論は顕著なものでした。審理中のMAP案件を合意させるため、インドとこれらの国のCAは1年に2、3回の議論を行っていました。かつてMAP下で合意に至った事例はほとんどが法人税に関するものでしたが、移転価格税制に関するものも増えてきました。

このような潮流のもと、製造業の某大企業の移転価格税務訴訟を解決するため、KPMGは日印間MAP合意の支援を行いました。当MAPは申請から1年以内、日印CA間での議論も2回で合意に至りました。

これは納税者にとって極めて有利な事例で、インド政府が2カ国間での議論を積極的に推進していくという姿勢の表れであり、移転価格税制においては訴訟解決に繋がる有効な手段であると言えるでしょう。

なお、当資料は英語版が原文であり、日本語版と英語版に相違がある場合は英語版が優先されます。



編集・発行

KPMG India

デリー事務所

マネジャー 山崎 恵美

www.kpmg.com/in

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を緻密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG, an Indian Registered Partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.